

熊本県公報

号外第 3 9 号
平成 23 年 12 月 22 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則…………… (人事委員会) 1

登 載 依 頼

東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 2 6 号

東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例(平成 2 3 年熊本県条例第 5 7 号。次条において「条例」という。)

第 3 条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(東日本大震災関連作業手当の支給)

第 2 条 条例第 1 条に規定する東日本大震災関連作業手当の支給については、熊本県職員の特務勤務手当に関する規則(昭和 3 1 年熊本県人事委員会規則第 6 号)に規定する特務勤務手当の支給の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 4 月 2 2 日から適用する。